

第五十一回国会 建設委員會議事録 第三十二号

昭和四十一年六月十日(金曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 田村 元君

理事 井原 岸高君

理事 服部 安司君

理事 岡本 隆一君

理事 下平 正一君

理事 逢澤 寛君

理事 木部 佳昭君

理事 丹羽喬四郎君

理事 湊 徹郎君

理事 山本 幸雄君

理事 西ヶ久保重光君

理事 栗原 俊夫君

理事 三木 喜夫君

出席國務大臣

建設 大臣 瀬戸山三男君

出席政府委員

總理府事務官 鮎川 幸雄君

總理府事務官 鈴木 喜治君

總理府事務官 谷垣 專一君

建設政務次官 古賀雷四郎君

建設政務次官 古賀雷四郎君

建設技官 尚 明君

建設技官 尚 明君

建設技官 尚 明君

建設技官 尚 明君

建設技官 尚 明君

建設技官 尚 明君

建設技官 尚 明君

建設技官 尚 明君

建設技官 尚 明君

建設技官 尚 明君

建設技官 尚 明君

建設技官 尚 明君

建設技官 尚 明君

建設技官 尚 明君

建設技官 尚 明君

建設技官 尚 明君

建設技官 尚 明君

建設技官 尚 明君

が議長の名で委員に選任された。

同日

委員西ヶ久保重光君及び栗原俊夫君辭任につき、その補欠として石田有全君及び山中日露史君が議長の名で委員に選任された。

六月八日

首都圏近郊緑地保全法案(内閣提出第一三九号)

(参議院送付)

同日

日本勤労者住宅協合法案(井原岸高君外三十名提出、衆法第四九号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

首都圏近郊緑地保全法案(内閣提出第一三九号)

(参議院送付)

日本勤労者住宅協合法案(井原岸高君外三十名提出、衆法第四九号)

河川に関する件

〇田村委員長 これより會議を開きます。

首都圏近郊緑地保全法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。首都圏整備委員長瀬戸山三男君。

第一条 この法律は、首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全すること、首都及びその周辺の地域における現在及び将来の住民の健全な生活環境を確保するため、ひいては首都圏の秩序ある発展を図るために欠くことのできない条件であることにかんが

み、その保全に關し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、もつて首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「近郊整備地帯」とは、首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

2 この法律で「近郊緑地」とは、近郊整備地帯内の緑地であつて、樹林地、水辺地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有しているものをいう。

(近郊緑地保全区域の指定)

第三条 首都圏整備委員会(以下「委員会」という)は、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれがあり、かつ、これを保全することによつて得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、近郊緑地保全区域(以下「保全区域」という)として指定することができる。

2 委員会は、保全区域の指定をしようとするときは、広域的かつ長期的な見地から行なうようにしなければならない。

3 委員会は、保全区域の指定をしようとするときは、関係地方公共団体及び首都圏整備審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 保全区域の指定は、委員会が官報に告示することによつて、その効力を生ずる。

5 前二項の規定は、保全区域の変更について準用する。

(近郊緑地保全計画)

第四条 委員会は、保全区域の指定をしたときは、当該保全区域について、近郊緑地の保全に関する計画(以下「近郊緑地保全計画」という)を決定しなければならない。

2 近郊緑地保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項

二 保全区域内において当該近郊緑地の保全に關連して必要とされる施設の整備に関する事項

三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項

四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

3 近郊緑地保全計画は、首都圏整備法の定める手続によつて、近郊整備地帯の整備に関する事項についての同法第二十一條第三項の整備計画として決定するものとする。

(近郊緑地特別保全地区の指定)

第五条 建設大臣は、保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域について、前条第二項第三号に規定する基準に従い、都市計画法(大正八法律第三十六号)の定める手続によつて、都市計画の施設として、近郊緑地特別保全地区(以下「特別保全地区」という)を指定することができる。

一 特別保全地区として指定することによつて得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しいこと。

二 特に良好な自然の環境を有すること。

第一類第十二号 建設委員會議事録第三十二号 昭和四十一年六月十日

2 建設大臣は、特別保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、委員会の意見及び工業立地上の観点からする通商産業大臣の意見をきかなければならない。

(指定の準備のための土地の立入り等)

第六条 委員会又は建設大臣は、保全区域又は特別保全地区の指定の準備のため他人の占有する土地に立ち入つて調査を行なう必要がある場合においては、その必要な限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならぬ。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立ち入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならぬ。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

6 第二項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を持参し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならぬ。

7 国は、第一項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

8 前項の規定による損失の補償については、委員会又は建設大臣と損失を受けた者が協議しなければならぬ。

9 前項の規定による協議が成立しない場合においては、委員会若しくは建設大臣又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(標識の設置等)

第七條 都県は、特別保全地区の指定があつたときは、その地区内に、特別保全地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 特別保全地区内の土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 都県は、第一項の規定による行為により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

5 前条第八項及び第九項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第八項中「委員会又は建設大臣」とあり、及び同条第九項中「委員会若しくは建設大臣」とあるのは、「都県知事」と読み替へるものとする。

(保全区域における行為の届出)

第八條 保全区域（特別保全地区を除く。以下この条において同じ。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、首都圏整備委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、都県知事にその旨を届け出なければならない。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

三 木竹の伐採

四 水面の埋立て又は干拓

五 前各号に掲げるもののほか、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政

令で定めるもの

2 都県知事は、前項の届出があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

3 国の機関は、第一項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都県知事にその旨を通知しなければならない。

4 次の各号に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。

一 近郊緑地保全計画に基づいて行なう行為

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

三 保全区域が指定され、又はその区域が拡張された際すでに着手していた行為

四 非常災害のため必要な応急措置として行なう行為

五 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

(特別保全地区における行為の制限)

第九條 特別保全地区内においては、次の各号に掲げる行為は、都県知事の許可を受けなければならない。ただし、当該特別保全地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際すでに着手していた行為、非常災害のため必要な応急措置として行なう行為又は前条第四項第五号の政令で定める行為に該当する行為については、この限りでない。

一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる行為

二 前号に掲げるもののほか、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2 都県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該近郊緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

可をしてはならない。

3 都県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができる。

4 特別保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該特別保全地区内においてすでに第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三十日以内に、都県知事にその旨を届け出なければならない。

5 特別保全地区内において非常災害のため必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都県知事にその旨を届け出なければならない。

6 特別保全地区内において前条第四項第五号の政令で定める行為に該当する行為で第一項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、都県知事にその旨を通知しなければならない。

7 都県知事は、第四項若しくは第五項の届出又は前項の通知があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、届出又は通知をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

8 国の機関が行なう行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、都県知事に協議しなければならない。

9 次の各号に掲げる行為については、第一項から第七項まで及び前項後段の規定は、適用しない。

一 近郊緑地保全計画に基づいて行なう行為

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

第十條 都県知事は、前条第一項の規定に違反し

た者又は同条第三項の規定により許可に附せられた条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該近郊緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることが出来る。

2 都県知事は、前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとするときは、あらかじめ、当該原状回復等を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。ただし、その者が正当な理由がなく聴聞に応じないときは、この限りでない。

3 第一項の規定により原状回復等を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確定することができないときは、都県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定め、当該原状回復等を行なうべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行なわないときは、都県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行なう旨をあらかじめ公告しなければならない。

4 前項の規定により原状回復等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

（損失の補償）
第十一条 都県は、第九条第一項の許可を受けることができないため損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、次の各号の一に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

一 第九条第一項の許可の申請に係る行為をするに於いて、他に、行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めている法律（法律に基づく命令及び条例を含むものとし、当該許可その他の処分を受けることができないため損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。）がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当するとき。

二 第九条第一項の許可の申請に係る行為が社会通念上特別保全地区の指定の趣旨に著しく反すると認められるとき。

2 第六条第八項及び第九項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第八項中「委員会又は建設大臣」とあり、及び同条第九項中「委員会若しくは建設大臣」とあるのは、「都県知事」と読み替へるものとする。

（土地の買入れ）

第十二条 都県は、特別保全地区内の土地で当該近郊緑地の保全上必要であると認めるものについて、その所有者から第九条第一項の許可を受けていることができないためその土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を都県において買入れざるべき旨の申出があつた場合においては、これを買入れざるものとする。

2 前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。

（買入れた土地の管理）

第十三条 都県は、前条第一項の規定により買入れた土地については、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。

（費用の負担及び補助）

第十四条 保全区域又は特別保全地区の指定があつた後における当該保全区域又は特別保全地区内の近郊緑地の保全に要する費用は、都県の負担とする。

2 国は、第十一条第一項の規定による損失の補償及び第十二条第一項の規定による土地の買入れに要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を補助する。

（報告及び立入検査等）
第十五条 都県知事は、特別保全地区内の近郊緑地の保全のため必要であると認めるときは、その必要な限度において、第九条第一項の規定による許可を受けた者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることが出来る。

2 都県知事は、第九条第一項若しくは第三項又は第十条第一項の規定による処分をするために必要であると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、特別保全地区内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第九条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の当該近郊緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

（大都市の特例）
第十六条 この法律の規定により、都県が処理することとされている事務又は都県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中「都県又は都県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。」

（特別保全地区内の近郊緑地の保全のために必要な資金についての配慮）
第十七条 国は、都県が特別保全地区内の近郊緑地の保全のために行なう事業に必要な資金については、法令の範囲内において、資金事情及び当該都県の財政状況が許す限り、配慮するものとする。

（土地調整委員会の裁定）
第十八条 第九条第一項の規定による処分を受けた者であつて、その処分に不服があるものは、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に裁定の申請をすることが出来る。この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項に規定する処分につき、処分庁が誤つて審査請求をすることが出来る旨を教示した場合に準用する。

（罰則）
第十九条 第十条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定に違反した者
二 第九条第三項の規定により許可に附せられた条件に違反した者
第二十一条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第六条第五項の規定に違反した者
二 第七条第三項の規定に違反した者
三 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
四 第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
五 第十五条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 都市計画法の一部を次のように改正する。
第十条に次の一項を加える。
都市計画区域内ニ於テハ首都圏近郊緑地保全法ニ依ル近郊緑地特別保全地区ノ指定、変更又ハ廃止ヲ為ストキハ都市計画ノ施設トシテ之ヲ為スベシ

3 (建設省設置法の一部改正)
建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第六号の三の次に次の一号を加える。
六の四 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第 号)による近郊緑地特別保全地区の指定及びその地区内の近郊緑地の保全に関する事務を管理すること。

4 (土地調整委員会設置法の一部改正)
土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第四條中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。
二十二 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第 号)第十八條第一項の規定による異議を裁定すること。

第二十五條第一項中「又は河川法第九十七條第三項」を「河川法第九十七條第三項又は首都圏近郊緑地保全法第十八條第一項」に改める。
第四十五條第一項中「河川法」を「河川法近郊緑地保全法」に改める。
第四十五條に次の二項を加える。

4 第一項の規定により首都圏近郊緑地保全法の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、委員会は、裁定で、近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地を保全するため必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

5 前項の規定により近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地を保全するために定められた事項は、首都圏近郊緑地保全法の規定の適用については、同法第九條第三項の規定により許可に附せられた条件とみなす。

5 (首都圏整備法の一部改正)
首都圏整備法の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「施行に関する事務」の下に「及び首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第 号)の施行に関する事務(建設省の所掌に属するものを除く。）」を加える。

七 首都圏近郊緑地保全法の施行に関すること。

6 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正
首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

理由

首都の近郊における緑地の荒廃の状況にかんがみ、首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全するため、近郊緑地保全区域等の指定、近郊緑地保全計画の決定、近郊緑地保全区域等における行為の制限その他近郊緑地の保全に關し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○瀬戸山國務大臣 ただいま議題になりました首

都圏近郊緑地保全法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御高承のとおり、首都及びその周辺地域への人口と産業の集中は、最近ますますその激しさを加えておりますが、これに伴ひまして首都の近郊においては、無秩序な市街地化が進み、緑地等は日に荒廃の一途をたどり、地域住民の生活環境を著しく悪化させております。

また、昨年首都圏整備法が改正され、従来の近郊地帯いわゆるグリーンベルトを改め、既成市街地の近郊でその無秩序な市街地化を防止するため、市街地の整備とあわせて緑地を保全する必要がある区域を近郊整備地帯として指定することとされたのであります。

このような制度の改正に伴い、従来の近郊地帯については、一方においてはその計画的な市街地化をはかるとともに、新たな見地に立つて緑地を保全することが必要となつてまいりましたのであります。

また、緑地を保全する制度につきましては、従来は都市公園法による公園緑地の整備、または自然公園法による自然の風景地の保護等がございまして、特に大都市の周辺において地域住民の良好な生活環境を確保し、無秩序な市街地化を防止するための広域的な見地からする緑地を保全する制度につきましては、今日まで必ずしも十分な措置がとられてきたとは申し上げることができないのであります。

しかるに、前申し述べましたように首都近郊における緑地の荒廃の趨勢はまことになほだし、このまま放置すれば再び創造することができない緑の自然環境は、数年を待たずして壊滅に瀕する状況にあります。

このような情勢から、この際首都圏の近郊整備地帯内における緑地については、緊急に法制上及び財政上の特別の措置を講じて、その荒廃を防止してこれを保全する制度を樹立し、もつて首都圏の秩序ある発展に寄与することが緊要となつてまいりました。これがこの法律案を提案する理由であります。

次に、この法案の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、この法律で保全しようとする近郊緑地は、原則として農地を除外し、首都圏の近郊整備地帯内において良好な自然の環境を有する樹林地、水辺地等で相当規模の広さを有しているものとしたしております。そこで首都圏整備委員会は、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによつて地域住民の健全な心身の保持及び増進に役立ち、または公害や災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、あらかじめ関係地方公共団体の意見等を聞いて近郊緑地保全区域として指定いたしますこととしたしました。

次に、委員会は、近郊緑地保全区域の指定をしたときは、当該区域内における行為の規制、近郊緑地特別保全地区の指定の基準等について、首都圏整備計画の一環として近郊緑地保全計画を定めることとしたしております。

第三に、近郊緑地保全区域内におきましては、建築物の新築、宅地の造成等土地の現状を著しく変更するものにつきましては、都県知事に対して届け出をしなければならぬこととしたしております。

なお、都県知事は、緑地保全のため必要があると認めるときは、届け出をした者に対して必要な助言または勧告をすることができることとしたしております。

第四は、近郊緑地特別保全地区についてであります。

近郊緑地保全区域のうちで、特に良好な自然の環境を有し、地域住民の健全な心身の保持、増進または公害、災害の防止の効果が特に著しい地区につきましては、これを近郊緑地特別保全地区として、建設大臣が都市計画法の定める手続によつて都市計画の施設として指定することとしたしております。

この地区内におきましては、建築物の新築、宅地の造成等の土地の現状を著しく変更する行為に

つきましては、原則として都県知事の許可を受けなければならぬことといたしております。

このような規制を行なう反面、この許可を受けることができなかったために損失を受けた者に対しては、通常生ずる損失を補償することといたしております。

また、土地所有者から都県知事の許可を受けることができないため、その土地の利用に著しい支障を来たすことにより当該土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合には、その土地を買い入れることとするための所要の規定を設けております。

第五は、この法律の実施機関と費用の負担等についてであります。

近郊緑地保全地域内の行為の規制等は都県知事が、また、土地の買い入れ等は都県が行なうこととしたし、損失の補償及び土地の買い入れに要する費用につきましては、国がその一部を補助することとしたしております。

第六は、特別保全地区内の近郊緑地保全のために必要な資金に対する配慮についてであります。都県が以上の措置によるほか単独で特別保全地区内の近郊緑地の保全のために事業を行なう場合に必要資金につきましては、国は法令の範囲内において、資金事情等が許す限りできるだけ配慮をいたすこととしたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○田村委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることにいたします。

○田村委員長 河川に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。茜ヶ久保重光君。

○茜ヶ久保委員 前にも幾度かお尋ねをしたいわゆる沼田ダムの件についてでございますが、最初に、建設委員会の田村委員長ほか各理事、委員諸君の非常な御協力により、たびたび質問許可をいただきましたことに對しまして、ありがとうございます。国会もいよいよ会期末になりましたし、国会が終わりますと、政府のそのときどきの問題点について直接お尋ねしたり、あるいは御注意を勧告したりする機会もなくなりますが、また近く内閣改造等もあるやに仄聞いたします関係で、瀬戸山大臣が御在任中に一応のこちらとしてはめどをつけたいと思っております。さらにまた、政治の要綱はもちろん経済的に国民の生活を安定させ、安心感を持たせることが重要であるとともに、精神的な苦痛を与えることは非常に遺憾でありまして、私、その後、数回現地に参りまして座談会あるいは地元民の意向等をお伺いをしてまいりまして、やはりこのままでは放置できないという感を強くいたしましたので、この際特に質問をいたしまして、政府のその後の御所信なり、また事務当局の具体的な計画の遂行等についてお尋ねしたいと思っております。

先般の委員会、昭和三十五年度から四十年までのいわゆる利根川総合開発に関する沼田ダムを中心とした調査費につきましては、資料の提出を求めたのでありますが、その資料は届きましたけれども、非常に簡単と申しますか、たとえば昭和三十六年度の三百万円に水文観測という調査、三十六年度は水文観測と利用現況調査、流出解析、三十七年、八年も同じであります。三十九年が水文観測、流出解析、はんらん調査、利用現況調査、四十年が水文観測、洪水解析、低水解析、利水計画等となっております。私も、私どもがちょっと見まして、字はわかるけれども、調査の内容ははっきりしないわけでありまして、

この資料によりまして、昭和三十五年の三百万円を最初といたしまして、四十年まで合計五千二百万円の費用でい言ったような調査をして

いらっしゃるようであります。この調査をした結果が、少なくとも六年の歳月と五千二百万円に達する費用をお使いになって調査をされたのですから、何らか具体的に調査の結果の結論が出ておると思うのです。調査した事実はこれに明記してありますけれども、調査によって得られた結果は全然出ておりません。いわゆる三十五年から四十年まで調査された結果について具体的な御説明をお願いしたいと思っております。

○古賀政府委員 三十五年度からお話のとおり五千二百万円、四十年まで使っております。その内容は、先ほど先生がおっしゃいましたように水文観測、利用現況調査、洪水解析、はんらん調査あるいは利水計画、低水解析というぐあいになっております。この調査の具体的な結果につきましては非常に資料が膨大になりましたが、やってます。事柄自体を簡単に御説明したいと思っております。まず、水文観測と申しますのは、各点につきまして流量観測所あるいは水位観測所というものがたくさんあるわけでございます。あるいは雨量観測所もございまして、そういった観測を河川につきましては毎年やっております。これは洪水が何本の川で、水位がどこまで来た。低水においてはどのくらい出て、平均がどのくらいになるというふうな数字が出てくるわけでありまして、それは河川については継続的に各河川ともやっております。したがって、この水文観測というのは平常的な観測でありまして、その観測を毎年毎年観測資料として報告をいたしております。

それから流出解析と申すのでございますが、これは洪水が流出するときという機構で流出してくるか、実際の水文観測の結果からそれを解析して、たとえば本川と支川の合流の関係はどうなっているとか、いろいろなことをして最終的に八斗島にどのくらい水がこの雨では出るだろうという、そういった解析をやっておりますわけでございます。

それからはんらん調査というのは、これは字のとおりでございます。従来の洪水におけるはんらんはどのくらいであったらう、そのはんらんの区域を調査しまして、洪水がそこで遅滞されるということ、その遅滞をなくしたらどういうことになるか、そういうところまでの調査をするためにははんらん調査を具体的にやっていくわけでございます。

それから利用の現況の調査というのは、おことばのとおりでございます。洪水解析を含めまして、洪水の一般的な、利根川におけるところの洪水解析をやるわけでございますが、これらの一つ一つにつきましては、洪水は洪水のたびごとに洪水速報というもので当初やりまして、後に大洪水については解析をやるというふうにいたしております。

これは毎年報告されるわけでございます。したがって、手元には資料がございせんが、いわゆる河川の今後の基本的な方針をきめるのにどうやっていけばいいかというのをきめるための基礎的な資料を得るための調査でございます。それによつてあるいはこの川は非常に流量が出る川である、したがって、何らかの措置を講じなくちゃいかぬというのを考えていく一つの基本的な資料でございます。

調査の具体的な資料につきましては、ただいま手元に持ち合わせがありませんので、ここで申し上げるわけにはいきませんが、必要とあれば水文観測の資料、あるいは流出解析の資料、洪水解析の資料というものはお手元に届けることができます。

それから昭和四十年の洪水解析の中で、特に従来の、たとえば二十二年の洪水がどういうか、いかになっているかというように、ことを考えまして、いろいろ解析をやっております。その解析によりまして、これはまだ結論が出ておりませんが、合流関係とかあるいは従来のはんらん調査によるはんらん量が幾らであるという想定が非常に

五

むずかしい。ああいう二十二年のような大災害におきましては、その際に、洪水のあとすぐはかかるということができればいいのですが、なかなかはかれない。したがって若干期日がおくれているから、それというところで、なかなかその実態をつかむことができませんが、大体調査いたしまして、そういったことを考慮しながら洪水解析をやっているわけですが、ただいま私どものところの一応の解析の試算したいなものは、いま一つおぼろげな利根川の洪水流量は、従来の一萬七千トンというものは、かなりそれより上回っているところがある。現在の段階では進んでおります。そういうところを御報告申し上げます。

○蓄ヶ久保委員 私がお尋ねしたのは、この六カ年間に、いま局長が御説明になったような調査をされたその結果ですね。どういふ具体的な結果が出ているのか、たとえば水文観測はこれはずっとやっていたらいいですね。利用現況調査の結果がどうか、あるいは流出解析は四年続けてやっていたらいいですね。この結果はどうなっているのか。それといわゆる調査しただけでは、調査することは結局その結論を得て、それに対して対策が必要になるわけでしょう。したがって数年間調査をせられて、いろいろむずかしい問題もありましたけれども、当然そのときと結果がどうなっているか、その結果が、たとえば沼田ダムという一つの構想に対して、こういうウエートを持っているとか、何かそこに目的があって調査をされたのですから、その調査の結果をお聞きしておられるわけですが、その結果はまだおわかりにならないのですか。

○古賀政府委員 一つ一つの結果につきましては、先ほどの水文観測にしまして、流出解析にしまして、毎年毎年報告書が出ておまして、これによって詳細に知ることが出来ます。利用現況調査でも出来ます。そういう解析とかあるいは水文観測の結果を具体的な資料といたしまして、洪水解析をやったりあるいは低水解析をやったりするわけでありまして、四十年は洪水解析と低水解析をやったわけでありまして、

そこで、ここで解析という文字が出ておるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、洪水解析につきましては、ある程度と申しますか、ただ途中の段階でございまして、先ほど申し上げたような利根川の洪水流量は従来の一萬七千トンの結果に基づけば相当大規模な、大規模と申しますか、従来の一萬七千トンをこえる流量になる可能性があるという想定が出ております。これは解析の途中でございまして、まだ具体的に幾らに上るか、いかぬというふうな結果は出ておりません。

○蓄ヶ久保委員 そこで特別な一つの基礎資料のないままに一萬七千トンの洪水量がさらに上回るというところをおっしゃって、これは基礎数字がないわけですから、あなたはおっしゃるのだけども、この調査した結果資料がありませんから、一萬七千トンを上回るということはお聞きするだけであって、信頼度はないわけですね。いつになったら、いつまで調査したらはっきりした結論が出るか、こういう原因が起ってこのような結果であるからという確な結果はいつわかる予定ですか。

○古賀政府委員 河川の実態問題といたしまして、洪水の解析を明確にいたしていくということ、は非常に必要であります。しかしながら実態的に申しまして、従来から利根川でも、ごらんのとおり洪水というものは、しつこく改定をされてきておる。利根川におきましては四回ほど改定をされてきておる。そういうのがやはり河川の実態ではないかと思われまして、したがって、二十二年のカザリン台風の結果に基づきまして、それ以後の、たとえば七号台風等も参照いたしまして、どういふ流出をやったかというふうなことを、それから二十二年の台風によりましてはならんした

水がどのくらいあったか、そういうのはならんを、実際に河道の中に戻したらどうであろうかというふうなことで洪水解析をやっておるわけでございます。

さらに今後この流量につきましては、流域の開発状況が進むにつれて、たとえば東京都の市内河川におきましては従来から〇・六五とか七とかいう流出率、雨の降った、たとえば百ミリ降れば七十ミリ出るというふうな、洪水になっておられるという、雨量の洪水に対する影響が、すでに東京等におきましては、一に近い数字になってきておる。そういう開発が進めばさらに流量がふえてくるだろう、こういうふうな問題もありません。

したがって、いま現在の段階で洪水解析をやっておりますのは、現在の開発状況、それから従来二十二年のはんらんの問題、それからそのときの流出の状況、あるいは七号台風における流出の問題等、いろいろ加味しまして、全体的に利根川はこれくらい水が将来出るといふことを洪水解析をやっておるわけでございます。ただいまのところ、申し上げましたようにそれらの基礎資料をもととしてやるところによりまして、従来の一萬七千トンというものは何らかの改定を必要とするというふうな程度は出ております。

○蓄ヶ久保委員 普通河川の状況でありましたならば局長の御説明で納得できると思ひます。ただ、いま私が問題提起しているのは、いわゆる先般来いわれております沼田ダムというものは、一応政府当局では総理大臣をはじめ建設したいという御意向のようでありまして、そうなりますと、いまの答弁はやはりそのことからいふべきではないかと思ひます。沼田ダムという地区の設

いは地元から出ております。沼田大蔵大臣など、やるのだというところをおっしゃっている以上は、やはり地元では沼田ダムができるものというふうに一応考えられております。そうしますと、やはりそういうあなた方がなさっている調査というものは大きな比重を占めているわけですね。そこで、お聞きしているわけなんです。まあそれはそれとして、いま局長のおっしゃる一萬七千トンというものをかなり上回って、これは調整する必要があるという結論が出ておるわけですね。そのあたりを、その具体的な数字なりその他またあらためて資料をいたしてわれわれも検討します。

そこで、これは建設大臣にお伺いするのですが、実は私さう福田大蔵大臣にこへ出席を求めたのですが、と申しますのは、群馬県出身である福田大蔵大臣がたびたび沼田ダムについて発言をしております。彼の発言は非常に積極論でありまして、しかもその基礎が、日本の経済発展に非常に大きなウエートがある、福田大蔵大臣は、沼田ダムの建設は日本の経済発展上実に大きな影響があるものであるから、幾らかの犠牲は払ってでも建設すべきである、もちろん地元の了解を得ることが前提である、ということはお断りしておりますけれども、とにかく経済発展上欠くべからざる重要なダムであるからやりたいということをおっしゃっている。そこで私は福田君に、どういふ基礎的な数字で経済発展に大きな力を持っているかということをお聞きしたいと思つたのですが、大蔵委員会と一緒に見えてきませんでしたけれども、建設省では先般来私の三回行った質問書に対して、常に、洪水調節上いわゆる治水沼田ダムが必要だとおっしゃるけれども、とにかく治水上かなり大がかりなダムの建設が必要だとおっしゃっている。ところが瀬戸山建設大臣も佐藤内閣の重立場にい

これはもう完全に治水でございますね、治水でなく、一方では治水ということが大きき主張され、片方では治水の面から主張される。どうも私も従来主張してまいりました沼田ダムは治水ということは、洪水調節なりその他の治水は表看板であつて、実際はやはりこれは独占資本に奉仕する工業用水その他のこれはもう利水が重点ではないかというのを言つておつたのであります。語るに落ちると申しましようか、福田大蔵大臣がたびたび群馬に参りましてそのたびに主張しておりますこの談話なりあるいは新聞記者との会見における発言等を見ますと、いま申しましたように経済発展ということを非常に強調されていゝる。この点に對して建設大臣は、建設の当面の責任者として、福田大蔵大臣のこういう主張は建設省が主張される治水からくる必要性というものと矛盾すると思うのですが、いかにお考えか、所信を伺いたいと思ひます。

○瀬戸山國務大臣 その前に、先ほど来河川局長が御説明いたしましたように、建設省といつたしましては利根川のみならず重要な大河川については、常に、先ほど専門的なことばで言つておりましたように、水文調査その他をやつておるわけでありまして、御存じのとおり、河川の状況というものは固定したものではないと思ひます。これは自然の雨の降り方もありますし、あるいは河川流域の変更、それから各地の開墾その他の状況から常に変遷、変転しておるものでありますから、これに對する治水あるいは防災上の見地からも常にそういう問題を検討しておるわけでありまして、何年検討すればそれでよいこれで今後おしまいだといふこととはないわけでありまして、検討を続け、その間ある程度の結論が出れば、それに対応する措置を講ずる、こういうことをやつておるのだということをして御理解願つておきたいと思ひます。

それからもう一つ、大蔵大臣がどういふ発言をされたか直接私はわかりませんが、いままおつたやうなことを申し述べておるであらうと思ひます。私も、この利根川ばかりじゃ

ありませんけれども、川を考へます場合には、もちろん治水と防災、これは第一に考へております。それからもう一つは、言うまでもなく、水の利用、利水であります。御承知のとおり、わが国は非常に資源に乏しい国であります。水というものは飲み水その他エネルギー源、こういうものとしてはこれはばく大な資源でありますから、これをむだにするということとは国民経済上、国民生活からいつてもきつめて不適切であります。これは年々歳々天から降つてまいります雨をどう利用するか、どう国民経済に寄与するかにこれを活用するかどうか、これは当然の責務であります。利水だけ考へるというわけにはまいりません。治水と防災をして、なおかつその水を有効適切に使うということが国家として当然のことであると思ひます。

〔井原委員長代理退席、委員長着席〕

そういう意味で福田大蔵大臣がどういふことを具體的に言つたか知りませんが、国民経済上重要な問題である、あるいは経済発展上重要なことである、こういうことを言つたといつたとしても、これはちつともふしぎではございません。ことばを返すやうで恐縮ではございますが、西ヶ久保さんはそういうおつもりでないと思ひますけれども、独占資本に寄与するなどという考へは全然ありません。これは水をどう利用しあるいは飲料水あるいは工業用水あるいは発電用水、その他農業用水等に最高度に水のエネルギー資源を利用するということとは、わが国にとって最大限の資源でありますから、これを利用して経済を進展させるということは、これは独占資本とかんたんとしたこととは全然別なものであつて、こういうことによつて国民の利益をはかるということは当然のことではないかという考へを持ておるのであります。建設省といつたしましては、重ねて申し上げて恐縮ではあります。まず川については治水、防災、これを完備して、その水はできるだけ一滴でも有効に使いたい、これがたてまえでございます。

○田村委員長 西ヶ久保君の質疑中でありまして、この際、都合により日本勤労者住宅協会法案を議題といたします。

日本勤労者住宅協会法案

日本勤労者住宅協会法

目次

- 第一章 総則(第一条—第十一条)
- 第二章 役員、評議員会及び職員(第十二条—第二十二條)
- 第三章 業務(第二十三條—第二十七條)
- 第四章 財務及び会計(第二十八條—第三十三條)
- 第五章 監督(第三十四條—第三十五條)
- 第六章 雑則(第三十六條—第四十一條)
- 第七章 罰則(第四十二條—第四十四條)

第一章 総則

(目的)

第一条 日本勤労者住宅協会は、勤労者の蓄積した資金をその他の資金とあわせて活用して、勤労者に居住環境の良好な住宅及び住宅の用に供する宅地を供給し、もつて勤労者の住生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「勤労者」とは、職業の種類を問はず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活する者をいう。

(法人格)

第三条 日本勤労者住宅協会(以下「協会」といふ)は、法人とする。

(事務所)

第四条 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 協会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(出資者)

第五条 協会に出資することができる者は、次に掲げる者とする。

- 一 労働金庫及び労働金庫連合会

二 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

三 前二号に掲げる者のほか、勤労者のための福利共済活動その他勤労者の経済的地位の向上を目的とする団体

(持分の払い戻し等の禁止)

第六条 協会は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 協会は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡し等)

第七条 出資者は、その持分を譲り渡すことができる。

2 第五条各号に掲げる者でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3 出資者の持分の移転は、取得者の名称及び住所を出資者原簿に記載した後でなければ、協会その他の第三者に對抗することができない。

(定款)

第八条 協会は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

(目的)

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 出資及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 公告に関する事項

十 定款の変更に関する事項

2 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第九条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第十條 協会でない者は、日本勤労者住宅協会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十一條 民法明治二十九年法律第八十九号(第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、協会について準用する。

第二章 役員、評議員会及び職員

(役員)

第十二條 協会に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事七人以内及び監事三人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十三條 理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、定款で定めるところにより、協会の代表し、理事長を輔佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を輔佐して協会の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、協会の業務を監査する。

(役員の選任等)

第十四條 理事長及び監事は、評議員会において選任する。

2 副理事長及び理事は、評議員会の同意を得て、理事長が任命する。

3 役員の選任又は任命は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の任期)

第十五條 理事長、副理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

(役員の欠格条項)

第十六條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて協会と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

2 前項の規定は、同項第一号に掲げる事業者たる法人又は同項第二号に掲げる団体が第五條各号に掲げる者に該当するものである場合においては、適用しない。

(役員の解任)

第十七條 評議員会又は理事長は、それぞれその選任又は任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 評議員会は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

3 理事長は、副理事長若しくは理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は副理事長若しくは理事に職務上の義務違反その他副理事長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、評議員会の同意を得て、これを解任することができる。

4 第十四條第三項の規定は、前二項の規定による役員の前項について準用する。

(代表権の制限)

第十八條 協会と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長又は副理事長

は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

(代理人の選任)

第十九條 理事長及び副理事長は、理事又は協会の職員のうちから、協会の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(評議員会)

第二十條 協会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員四十人以内で組織する。

3 評議員は、出資者が推薦する者及び建設大臣が推薦する協会の業務に關し學識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。ただし、出資者が推薦する者のうちから委嘱する評議員の数は、評議員の総数の三分の二以上を占めることとなつてはならない。

4 評議員の任期は、二年とする。

5 第十五條第一項ただし書及び第二項の規定は、評議員について準用する。

(評議員会の権限)

第二十一條 次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。

一定款の変更

二 業務方法書の作成及び変更

三 事業計画及び資金計画の作成及び変更

四 その他定款で定める事項

2 評議員会は、前項に規定するもののほか、理事長の諮問に應じ、協会の業務の運営に關する重要事項を調査審議する。

(職員の任命)

第二十二條 協会の職員は、理事長が任命する。

第三章 業務

(業務)

第二十三條 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 勤労者のための住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

二 勤労者のための住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

三 勤労者のための住宅の用に供する宅地の造成とあわせて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行なうことが適當である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

四 協会が賃貸し、又は譲渡する住宅及び協会が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

五 前各号に掲げる業務に附帶する業務を行なうこと。

六 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範圍内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに集團住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行なうこと。

第二十四條 協会は、住宅の建設又は宅地の造成に關する業務を行なうには、勤労者が健康で文化的な生活を営むに足りる良好な環境の住宅又は宅地が確保されるように努め、住宅又は宅地の賃貸その他の管理及び譲渡に關する業務を行なうには、住宅を必要とする勤労者の適正な利用が確保され、かつ、賃貸料又は譲渡価格が適正なものとなるように努めなければならない。

(住宅の建設等の基準)

第二十五條 協会は、住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡、宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡並びに第二十三條第四号の施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうときは、他の法令により特に定められた基準がある場合においてその基準に従うほか、建設省令で定める基準に従つて行なわなければならない。

(業務の委託)

第二十六條 協会は、政令で定めるところにより、その業務の一部を消費生活協同組合等の勤労者のための福利共済活動を行なうことを目的とする団体に政令で定めるものに委託すること

ができる。

2 前項の政令で定める者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行なうことができる。

(業務方法書)

第二十七条 協会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、建設省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十八条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画及び資金計画)

第二十九条 協会は、毎事業年度、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表及び業務報告書)

第三十条 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに、建設省令で定める事項を記載した当該事業年度の業務報告書を添付し、並びに財務諸表及び業務報告書に関する監事の意見を附なければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十一条 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額

は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十二条 協会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債その他建設大臣の指定する有価証券の取得

二 建設大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

(建設省令への委任)

第三十三条 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十四条 協会は、建設大臣が監督する。

2 建設大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、協会对して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)

第三十五条 建設大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、協会对して、協会の若しくは第二十六条第一項の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対してその業務に關し報告をさせ、又はその職員に協会の若しくは受託者の事務所その他その業務を行なう場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(出資者原簿)

第三十六条 協会は、出資者原簿を備えて置かな

ければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 名称及び住所

二 出資の引受け及び払込みの年月日

三 出資額

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第三十七条 協会は、解散した場合において、その債務を弁済しなす残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、協会の解散については、別に法律で定める。

(住宅金融公庫等の融資)

第三十八条 住宅金融公庫及び年金福祉事業団は、法令及びその事業計画の範囲内において、協会による住宅及び住宅の用に供する宅地の供給が円滑に行なわれるよう、必要な資金の貸付けについて配慮しなければならない。

(労働金庫等の業務の特例)

第三十九条 労働金庫及び労働金庫連合会は、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条に規定する業務のほか、協会に対する資金の貸付けの業務を行なうことができる。

この場合において、同法第一百条第一号中「この法律の規定」とあるのは、「この法律の規定及び日本労働者住宅協会法（昭和四十一年法律第二十号）第三十九条前段の規定」とする。

第 号（第三十九条前段の規定）とする。

(宅地建物取引業法の適用の特例)

第四十条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三條から第六條まで及び第十二條並びに第二十条中免許の取消しに係る部分の規定は、協会には、適用しない。

2 協会については、前項に掲げる規定を除き、宅地建物取引業法第三條第一項の建設大臣の免

許を受けた同法第二條第三号に規定する宅地建物取引業者とみなして同法の規定を適用する。

(協議)

第四十一条 建設大臣は、第二十九条の認可をしようとするときは、あらかじめ厚生大臣及び労働大臣に協議しなければならない。

第七章 罰則

(罰則)

第四十二条 第三十五条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により建設大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第九條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十三條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第三十條の規定に違反して、財務諸表又は業務報告書を提出することを怠り、又はそれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしてこれを提出したとき。

五 第三十二條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第三十四條第二項の規定による命令に違反したとき。

七 第三十六條第一項の規定に違反して出資者原簿を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者原簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに出資者原簿の閲覧を拒んだとき。

第四十四条 第十条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(協会の設立)

第二条 建設大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

第三条 設立委員は、協会の理事長又は監事となるべき者を指名し、建設大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の理事長又は監事となるべき者は、協会の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に選任されたものとみなす。

第四条 設立委員は、定款を作成して、建設大臣の認可を受けなければならない。

2 設立委員は、前項の認可を受けたときは、第五号各号に掲げる者に対し、協会に対する出資を募集しなければならない。

3 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、建設大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

4 設立委員は、前項の認可を受けたときは、出資の募集に応じた者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

5 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条 協会は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(成立当初の出資の総額)

第七条 協会の成立当初における出資の総額は、五千万円を下るものであつてはならない。

(財団法人日本労働者住宅協会からの引継ぎ)

第八条 昭和三十三年六月九日に設立された財団法人日本労働者住宅協会(以下「財団法人日本労働者住宅協会」という。)は、密附行為で定めるところにより、設立委員に対して、協会においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、建設大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、財団法人日本労働者住宅協会の一切の権利及び義務は、協会の成立の時に於いて協会に承継されるものとし、財団法人日本労働者住宅協会は、その時に於いて解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算について定める規定は、適用しない。

4 前項の規定により財団法人日本労働者住宅協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第九条 財団法人日本労働者住宅協会の一切の権利及び義務が前条第三項の規定により協会に承継された場合において、当該承継に伴い、協会が受ける権利の取得の登記又は登録及び協会が債務を承継したことによる担保権の変更の登記又は登録については、登録税を課さない。

第十条 都道府県は、協会が附則第八条第三項の規定により財団法人日本労働者住宅協会から不動産を取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(経過規定)

第十一条 この法律の施行の際現に日本労働者住宅協会という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第十条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第十二条 附則第三条第二項の規定により理事長

又は監事に選任されたものとみなされた理事長又は監事の任期は、第十五条第一項の規定にかかわらず、理事長にあつては一年六月とし、監事にあつては一年とする。

第十三条 協会の最初の事業年度は、第二十八条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十二年三月三十一日に終わるものとする。

第十四条 協会の最初の事業年度の事業計画及び資金計画については、第二十九条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第十五条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「地方住宅供給公社」の下に、「日本労働者住宅協会」を、「地方住宅供給公社」の下に、「日本労働者住宅協会法」を加え、同条第十一号ノ四中「地方公共団体」の下に、「日本労働者住宅協会」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十六条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ三ノ七の次に次の一号を加える。

六ノ三ノ八 日本労働者住宅協会ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中日本学校給食会の項の次に次のように加える。

日本労働者住宅協会(昭和四十一年法律第

日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第

(法人税法の一部改正)

第十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中日本学校給食会の項の次に次のように加える。

日本労働者住宅協会(昭和四十一年法律第

日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第

次に加える。

日本労働者住宅協会(昭和四十一年法律第

日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第

次に加える。

日本労働者住宅協会(昭和四十一年法律第

日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第

次に加える。

日本労働者住宅協会(昭和四十一年法律第

日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第

次に加える。

日本労働者住宅協会(昭和四十一年法律第

日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第

次に加える。

日本労働者住宅協会(昭和四十一年法律第

日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第

次に加える。

次に加える。

日本労働者住宅協会(昭和四十一年法律第

日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第

次に加える。

日本労働者住宅協会(昭和四十一年法律第

日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第

次に加える。

日本労働者住宅協会(昭和四十一年法律第

日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第

次に加える。

日本労働者住宅協会(昭和四十一年法律第

日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第

次に加える。

日本労働者住宅協会(昭和四十一年法律第

日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第

次に加える。

日本労働者住宅協会(昭和四十一年法律第

日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第

次に加える。

日本労働者住宅協会(昭和四十一年法律第

日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第

次に加える。

日本労働者住宅協会(昭和四十一年法律第

日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第

次に加える。

日本労働者住宅協会(昭和四十一年法律第

日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第

次に加える。

日本労働者住宅協会(昭和四十一年法律第

日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第

次に加える。

日本労働者住宅協会(昭和四十一年法律第

日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第

次に加える。

日本労働者住宅協会(昭和四十一年法律第

日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第

次に加える。

日本労働者住宅協会(昭和四十一年法律第

日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第

次に加える。

日本労働者住宅協会(昭和四十一年法律第

る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田村委員長 ます、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。井原岸高君。

○井原議員 ただいま議題になりました自由民主党、日本社会党、民主社会党提案にかかります日本労働者住宅協会提案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

近年著しく改善された衣や食に比べ、国民生活の最も基盤となる住宅事情がはなはだしく立ちお

くれていることは、御承知のとおりであります。このため、政府においても、社会開発の一環として住宅対策を重視し、国民の居住水準の向上をはかり、少なくとも昭和四十五年度までに一世帯一住宅の実現を期することとし、今国会に住宅建設計画法案を提案し、これに基づき昭和四十一年度以降毎五年ごとに住宅建設五カ年計画を策定することとしておりますが、今後の計画においては、

公営住宅、公団住宅などの住宅建設の拡充をはかるとともに、民間資金を活用して、一般の民間住宅の建設についてもその促進をはかる必要があり

ます。

住宅の供給機関としては、昨年六月の地方住宅供給公社法の制定等により公営的な供給機関はほぼその整備を終えたのでありますが、住宅建設の大宗を占める民間住宅の建設についての機関はまだ十分であるとはいえず、今後その整備が必要であるというのが現状であります。

この法律案は、以上の観点から、今後一般民間住宅の建設の促進をはかるため、労働者の自主的組織によって良好な住宅が労働者に供給されるよう日本労働者住宅協会を設立することとしたのであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、労働者に対し住宅供給を行なう民間の自主的組織として設立される本協会の性格にかんがみ、出資者の範囲を労働金庫及びその連合

会、消費生活協同組合及びその連合会、その他労働者のための福利共済活動などを目的とする団体に限定することにいたしました。

第二に、本協会の行なう事業としては、労働者の蓄積した資金を他の資金とあわせて活用して、労働者のための住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡並びに宅地の造成、貸貸その他の管理及び譲渡等を行なわせることとしております。業務の適正をはかるため、建設大臣が定める基準等に基づいて住宅の建設を行なうこととした

第三に、本協会は、建設大臣が監督することとし、定款の作成及び変更、役員を選任または任命、業務方法書の作成及び変更、事業計画及び資金計画の作成及び変更につきまして、事業の公益性を確保し、経営の健全化をはかるため、建設大臣の認可を受けさせることとした。また、建設大臣は、建設大臣は厚生大臣及び労働大臣に協議することとしたしております。

第四に、本協会の組織として、出資者の意思を反映するとともに、業務執行の適正を確保するため、出資者の代表及び学識経験者からなる評議員会を設置し、定款の変更、業務方法書の作成及び変更、事業計画及び資金計画の作成及び変更等の重要事項の議決機関といたしております。

第五に、本協会による住宅の建設及び宅地の供給が円滑に行なわれるよう国税、地方税を通ずる税制上の優遇措置及び宅地建物取引業法の適用の特例措置を講ずるとともに、住宅金融公庫及び年金福祉事業団が、本協会に対し必要な資金の貸し付けについて、配慮しなければならぬことといたしました。

なお、協会の設立に伴い、現在の財団法人日本労働者住宅協会の権利及び義務を、本協会が承継することができるといたしました。

以上がこの法律案を提案する理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやか

に御可決くださいますようお願いいたします。

○田村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○田村委員長 これより質疑に入るのであります。が、別に質疑の通告もございませんので、この際、内閣に意見があれば、これを許します。建設大臣瀬戸山三男君。

○瀬戸山国務大臣 住宅建設がわが国現下のきわめて緊急な、また重要な問題であることは申し上げるまでもございせん。政府といたしましては、御存じのとおり住宅建設計画法等御審議を願ひ、なお五カ年計画等を策定して、この住宅建設の推進をはかることに全力をあげておりますが、これは国民各界各層の資金的その他の御協力を得なければ、なかなか簡単に目的を達成することとはできないと思っております。

そういう際に、労働者等の資金も動員してこの住宅建設計画を推進しよう、こういう趣旨の立法であります。私はきわめて時宜に適した委員各位の御提案であらうと思ひます。さように考えて、私は賛成の意思を表したいと思ひます。(拍手)

○田村委員長 これより本案を討論に付するのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

日本労働者住宅協会法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。(拍手)

おはかりいたします。ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田村委員長 再び河川に関する件について質疑を続行いたします。茜ヶ久保重光君。

○茜ヶ久保委員 四十年間までには以上お聞きしたようなことを調査されたのでありますが、四十年間におきましても重ねて二千万円の調査費が計上されて今日に至っております。先般の委員会

でこれについてお尋ねしたのでありますが、現在地元の事情等で調査のめどがついていないという御答弁でございました。今日もうすでに四十一年度四月、五月と過ぎまして、六月も半ばを迎えようとしております。

〔委員長退席、井原委員長代理着席〕
幾ら地元の関係がございしても、この調査の内容容なり、ないしは具体的な調査の計画等もすでにできておると思うのでございしますが、四十一年度の二千万円の調査費はどのような調査をされるのか、そしていつごろから始める予定でられるのか、この点をお尋ねいたします。

○古賀政府委員 岩本ダムは非常に大きなダムでございまして、この調査は非常に綿密でしかも周到でなければいかぬと思ひます。したがって、四十一年度分につきましては、この前の委員会でも御報告申し上げましたとおり、一億二千万円を計上しております。

その二千万円の内訳は、大体地形、地質に相当額を使う、それから従来の水文観測を相当額続けていく。そのほか、ああいうダムでござい

ので、関連開発的な調査を予備的にやりたい、その他合わせまして二千万円というところでござい

○西ヶ久保委員 事務当局は、先般の質問書を出した段階においては、沼田ダム建設に對しては、何らかの検討がなされたものであつたのでありますが、ただいまの局長の御答弁を聞いておられますと、この二千万円の沼田ダム調査費が計上されました。さらに沼田ダムは、あつたに重大なダムであるから、建設費も調査費もかなり多額を要するであらうし、時日もかなりかかるだらうという御答弁でございますが、そうしますと、先般の瀬戸山建設大臣の沼田ダムを建設したいという御意向、さらに総理大臣もそういう御希望であるということ、あわせていまの二千万円の四十一年度の沼田ダム調査費、さらにいま重ねて河川局長の、沼田ダムは、かような重大なダムであるから、ということとを総合しますと、すでに事務当局も沼田ダムの建設に向かつていよいよ準備なり前進をしていくというふうな理解をしていいと思ふのですが、間違ひないでしょうか。

○古賀政府委員 ダムの調査をするのにはいろいろ段階がございます。第一段階として予備調査をやるわけでございます。予備調査というのは、このダムはできるのかできないのか、地形、地質的にどうか、そういう調査を具体的に進める。これは岩本ダムにつきましてもあくまで予備調査でございます。したがって、地形、地質を調査いたしました。さらにダムをつくるにしてもどの程度の高さが適切であるか、あるいは高さがどの程度までこの岩盤ではつくれるか、それからまた、水文調査の結果によりまして、水量を幾らためたほうが一番経済的であるか、いろいろな問題があるわけでございます。それから別途、利水上の要請でさらに確保しなければならぬ利水容量も当然考えられます。そういうことものもろもろ考えながら、予備調査をやつていくわけでございます。この予備調査の段階で、この調査を進めていって、岩本ダムを必ずというふうな具体的な結論が出るものというふうなわれわれは考えます。

○西ヶ久保委員 もちろん調査でありますから、調査の結果をつくるくらゐは決定するのだからと思ふのです。しかしいままでは、事務当局では沼田ダムというものは計画もないし、考えてもおりぬというものであつたのが、一応沼田ダムというものは——これはほんとうの名前は岩本ダムとおっしゃつてゐるのですが、通称沼田ダムといふのは調査の結果、あらゆる条件を整へば、当然これはやるということであるから、いままでは沼田ダムは全然考えてないということだつたのであるが、今度は、沼田ダムというものは、調査の結果によつてはつくるのだということになつたわけですね。それははっきりしたわけですね。その点を先ほどお尋ねしたので、事務当局も先般よりも数歩前進したと思ふのであります。

これはそれで理解いたしますが、いま具体的に調査をまだお始めになりませんが、しかしこれは少なくとも調査費も出てゐるのであります。過去六年間の調査の上積みでありますから、当然なものでしょうが、こういう調査は、沼田ダムのような、非常に問題もあつたし、膨大な調査であります。これは建設省が独自の立場でおやりになるのかどうか、あるいはまただれかに委託してやられるのか、また県なり市なりに委託してやられるのか、この調査の具体的な施行はどういうふうなことでおやりになるのですか。

○古賀政府委員 従来からの建設省でやります。目的のダムにつきましても、建設省が主管してやります。ものによつては、あるいは地元へ委託調査をやつてもいいこともございます。そういう状況で、ただいままで多目的のダムを進めてまいつてきております。

○西ヶ久保委員 沼田の場合はいかようにお考えですか。沼田ダムの調査の場合にはそのいずれの方法をおとりになる予定でありますか。

○古賀政府委員 岩本ダムの場合には、現地の立ち入りもできませんし、ただいまのところこれをどういうぐあいに推進していくか、今後の問題として検討したいと思つております。

○西ヶ久保委員 現地に立ち入りできないとおつしやつていますが、何か具体的に現地にこのよう調査をしたいから協力方を頼むというふうな御連絡なり、そういういふ意思表示をなさつたことはあるのですか。

○古賀政府委員 実はそういう調査をやりたいと思つたのですが、地元のお騒ぎが非常に大きくなつたので、われわれとしましてはなかなかそういう調査ができぬということでございます。

○西ヶ久保委員 具体的に何ら意思表示をしない、ただ地元が騒ぐということはどういうことか、知りませんが、別段地元では反対大会をやつたりなんかは全然ないわけですね。実に地元の人達は、戸山建設大臣の顔が鬼のように見える、そういう気持ちでいらつしやるのですから、おびえていらつしやるだけです。先ほど言つたように不安を保持していらつしやる。騒いだりなんかしてゐるわけじゃないのです。やはり建設省としては、もう二、三年も過ぎたのですから、何ら地元がそういうお手当をなさらずにただいまの責任がないと思ふのです。これは当然何らかの意思表示をされなければならぬと思ふのですが、これについて、まだいまのところ、地元の様子を見て静観されておるのですか。いかがですか。

○瀬戸山建設大臣 河川局長が申し上げたことは、お騒ぎになつてゐるという表現は、結局これは長い間の問題であります。しかもかりに沼田ダムというものを建設する技術上の可能性がある、こういうことになりますと、率直に言つて、水没地帯その他関係するものがたくさんあります。それから、いろいろ地元としては問題があると思つて、そういう意味でそう簡単にはいかないのだ、こういう觀念をいま申し上げておると思ふます。

そこで、従来も何回か申し上げておるますように、これは今日に始まつた問題でございませぬから、また県なり、沼田市、いわゆるほんとうの地元、こういう皆さんと一応事前にこの問題について話し合ひをした後に、調査すべきものは調査し

たい、いわゆる調査に御協力願ひたい、こういう段取りでやりたいというものが私どもの立場であります。まだその段階にきておられない。この前予算委員会等においても申し上げましたように、早い機会にそれをやりたいと私自身今日思つております。けれども、国会がこういう状態でありまして、これは別に火がついたように騒ぎ立ててどうしようという問題ではございませんから、十分地元の皆さんともこの問題の性質、かりにやるとすればどういふ影響があるか、どうすべきか、地元の皆さんはどうあるべきか、こういうことについていろいろ意見交換をして、それで具体的に可能性があるものかどうか調査に入る、こういうことではありますから、まだその段階に至つておられない。したがつて、簡単にこれからボールを持つていきまふ、こういうものとは違ひます。ということをお申し上げておるわけでございます。

○西ヶ久保委員 後ほどお聞きしようと思つたのですが、ちょうど大臣が御発言なさつたので、この際お尋ねいたしますが、これは瀬戸山建設大臣、長い懸案を、その結論——結論と申しますか、おっしゃつたことがどうあつたとしても、初めて瀬戸山建設大臣が沼田ダムをやりたいという意思表示をなさつた。それはそれとして私どもは評価したいと思ふます。これは政治常識でありまして、それから端的に申し上げますが、国会の終了後いつの機会か内閣改造があるようでありまふ。幸ひにして建設大臣が御留任いただければ問題はございませぬが、通例大體更迭されてゐることが多いので、それで心配するのであります。瀬戸山建設大臣がやりたいということをおっしゃつていただいたのでありますから、たとえば調査に對する了解なりあるいは地元の知事、市長に對する話し合ひは、私にすれば瀬戸山建設大臣がやつていただくことが一番望ましいと思ふます。また責任もあろうかと思ふのです。先般の委員会では、国会が延長にならなければ六月には行つてということでございますが、延長になつたので時期は延

びました。私、ここで何月何日とは申しませんが、瀬戸山建設相が御在任中に、早い機会にこのことをやっていたことが望ましいし、また地元でもそういうことになればおそろくそれを望むと思うのですが、そのような御意思がおりかどうか、伺っておきたい。

○瀬戸山国務大臣 私は建設大臣いつまでか知りませんが、私は現在やめようなどと考えておりません。やめるからどうでもいいというようなら無責任なことを考えておりませんから、ぜひそうしたい、こういうものは真剣にお互いに話し合って地元の皆さんの将来を考える、そういうことではないとできるものでありませんから、そのつもりでおるわけでございます。

○西ヶ久保委員 少し観点を立ててお尋ねしたいのですが、実は先般群馬県知事が、この問題に対して公式に五つの条件をあげて反対の意思表示をしました。これはやはり大事だと思えます。これは建設大臣にどうか知りませんが、一応新聞が発表したので、知事からももちろん意思表示がありましようけれども、私、この新聞によりまして知事の五つの反対の理由について申し上げて、これに対する大臣の御所見をお伺いしたいと思えます。

その第一点は、「洪水調整の基本計画に対する反論」といたしまして「利根川水系の洪水調整は八斗島地点で一万七千トン、上流ダム群で三千トン調節することによって下流の河道配分量を一万四千トンで解決することになっている。上流においてはすでに藤原、相模、荒瀬ダムが完成し、近く矢木沢が完成するので三千トンのカットは可能になる。しかし、八斗島下流の一万四千トンの河道配分量計画は、当初の江戸川五千トン、利根河五百トン、鬼怒川の流入量を調節する稲井、田中遊水池の改修、利根導水路の三千トンカットなど見通しが立っていない。治水対策の完ぺきを期するというならこれらの治水事業の完成を急ぎ、そのあとに沼田ダム建設が論議されるべきである。」とありますが、この点はおかしい、こう

いつておるのですが、この第一点は具体的な問題ですから河川局長にお伺いいたします。

○瀬戸山国務大臣 前から……。先ほど河川局長から申し上げましたように、現在までの利根川の整理の問題ではそういう計画を進めておるわけでありまう。けれども、先ほど申し上げましたように、河川というのは年々歳々非常な変化がある。そういうために水文調査その他をやっておくというのを御説明いたしました。そういうことで、固定したもののじゃないのであります。しかも、先ほど申し上げましたように、治水あるいは防災だけではない時代はもう過去のものであります。その水をいかに利用するか。日本第一の利根川の水がきわめて少量しか利用されておらないというところは、政治の貧困であります。そういう意味ではやはりこの水をどう利用できるかということと政治家が責任者として当然考えることであります。そういう事実がないとは申し上げませんが、やはりそれはもちろんやらなければならぬ。やらなければならぬけれども、かりにお話し合い等ができて岩本ダムを建設するといいたしましても、二、三年でできる仕事じゃありませんから、やはり将来を見通して、水資源の利用、そういうものを考えて今日の段階から調査を始めるということは決して不合理でもなければ国民の利益に反するものでもない、私はかように申し上げておきたいと思えます。

○西ヶ久保委員 第二点、第三点、第四点、第五点を簡単にすから一緒に申し上げます。

「反論の第二点は、遊水池事業に対し見解をのべている。利根川、鬼怒川合流点の稲井、田中遊水池の改修で二千トンがカットされ、渡良瀬川は赤麻遊水池で四千五百トンがカットされ、計六千五百トンの調節で利根川の治水は可能である。このような遊水池の利用をじゅうぶん検討すれば、大きな犠牲を前提とする沼田ダムの建設は必要でなくなる。」

「第三点は、水源開発計画に反論している。昭和四十五年度の水の用途、需要見通し目標は、上水道五十トン、工業用水三十トン、かんがい用水四十トンが基本計画で定められている。これを供給するためには、印旛沼、河口ぜきの事業が計画されており、約七十五トンが確保されている。さらに霞ヶ浦、荒川、利根導水路事業の開発に着手すれば、水の利用は充足される。」

「第四点は、人口増加、経済開発の進展にともなう将来の水需用の問題に対する反論。長期展望に立った水の供給計画がなく沼田ダムの建設にこれらが求められているが、利根川の余剰水の活用をもっと検討し、各行政区域内に大規模な貯水池を建設して導水する方法を考えるべきである。」

「最後に第五点の反論として、政府は首都圏内の人口過密化にともなう水対策として沼田ダム建設を正当化しようとしているが、ダム建設を考える以前に人口過密化防止の行政措置を考えるべきである。」

これらのことを言っている。これは私がいつも指摘している。建設大臣は首都圏整備委員会の委員長でもあるし、首都圏整備委員会のほうの責任を持っています。が、こういうことを知事のほうで反論されているわけですが、これはただ単に新聞によってでありまして、知事としては精一ぱいの気持で言っておられる。これは私たちの立場と違つてやはり行政の長でありますし、選挙もされた方でありまして。政府とすればこれに対する反論はもちろんお持ちでしょう。お持ちでしょうが、こういうふうにはやはり県の知事が堂々と——特に自民党の公認の知事でありまして。自民党公認の知事が堂々とこれだけのことを言うのにはこれだけの理由があると思う、ここに出ました以外に。こう申し上げれば建設大臣としての反論のことばもありましようが、一応こういうことに対する御所見を伺いたい。

○瀬戸山国務大臣 そういう五項目にわたる反論といいますが、意見というものは、正式にはまだ建設省には何も連絡がございません。いま初めてお伺いするわけでありまして。知事さんがいろいろお考えなさる事情もよくわかります。わからぬわけじゃない。わからぬわけじゃないから、知事さん等と事前によくお話をして、向こうの考え方も、またこちらの考え方もよく意見を交換して、それから進めたいというのが私のものしげば申し上げておる立場であります。いまここでどうだこうだということば言わぬほうがいいのではないかと思います。原則論としては先ほど申し上げたとおりで、第一の点はこれも同じでありますからいろいろ申し上げませんが、あまり言われまうと、たとえば群馬県の知事が例の尾瀬沼の水はこちへよこせ、ほかのほうはどうでもいいんだ、局地局地で開発したらどうかというような意見はあまりおっしゃらぬほうがいいだろうと思つてあります。これだけ申し上げておきます。

○西ヶ久保委員 尾瀬の水のことをおっしゃると、私はかまわぬけれども、知事あたりはだいたい痛いと思つて、それはそれとして、私は知事の立場はひとつ十分に理解してもらわなければ困る。

そこで経企庁の水資源局長は見えておりますか。——いままでお聞きしたようなわけでございますが、経済企画庁ではかつて沼田ダムについて調査をし、あるいは何か計画したことがありますが。この点お伺いいたします。

○鈴木（憲）政府委員 企画庁単独で具体的に考えたことはございません。

○西ヶ久保委員 首都圏整備委員会があなたの管轄している水資源公団に、これは公式か非公式かわかりませんが、沼田ダムのダム建設に対する計画の策定を依頼した事実があるのをごいいますか、このことも御承知でございますか。

○鈴木（憲）政府委員 企画庁から公団にお願いしたことはございません。

○西ヶ久保委員 実は先般水資源公団の当事者にお聞きしたのでございますが、首都圏というところで発言されたので首都圏整備委員会だと思つてあります。が、依頼されて、ある技術者が沼田ダムについての計画を志向した事実がある。これは百十二メートル、五億五千万トンの貯水量を持った

ダム、これは一つのペーパープランとしてそれをつくっておられる事がある。こうなりますと、これは首都圏がどういうことで依頼されたか知りませんが、これははっきりしているわけです。現に事実があるのです。こうなりますと、沼田ダムはどう建設省で言われましても、これは松永さんじゃありませんけれども、これをおいてほかに日本にはダムらしきダムはない。これがまあ史上最高のダムだし、日本では最後のダムだとおっしゃる。その上にいろいろと批評されておる。と同時に、最近私がダムの権威者にお伺いしたところによりますと、治水の面だけでしたら、いわゆる洪水調節の面あるいはその他の面だけでしたら、沼田ダムをつくらなくとも利根川の上流その他に分散してダムをつくることによって沼田ダムをつくったと同様に効果があるというところをおっしゃっている。これは時期がきたら名前を申し上げてもいいのですが、いまは保留しますけれども、日本におけるダムのかなりの権威者ですが、よく聞いたら、いわゆる沼田ダムはつくらぬでも、治水の面だけならば、これは利根川の上流なりその他に分散ダムをつくれればできる。それから利水ということになる、沼田ダムに匹敵するものはない。利水の面からすれば沼田はどうしてもつくらなければならぬということをおっしゃっている。これは私もそう思うのですが、先ほど来これはもう何べん言っても、建設大臣とは意見が違っていますから何ともはや申し上げませんが、そういういわゆる治水という立場からならば沼田ダムをつくらぬでもという専門家の意見がある。それから地元の知事がこれに反対をしておる。それから私は先般米、何回か水没地域に行つて座談会を開きました、非常に反対が強いのです。これはおそろしく大臣は富里の空港のことを御存じだと思ひますが、私も空港に参りましたが、空港も反対が非常に強いのです。これは悲壮な気持です。それからこれは建設省の案じゃありませんが、産業経済会議の案に従つて地図に線を引いてみました。最高水位三百七十メートルですか、線を引いて

みましたら、これは驚くなれ最初の予定では水没箇所は二千数百戸と思つておりましたが、この地図に三百七十五メートルの線を引いてみますと、現在の密集地帯ではこれは水没箇所がおそろしく五千戸を上回ります。そうしますと、沼田市の約半分近いものが水没する。それから、国鉄の駅が三つ沈みます。このように非常に広範囲に水がたまりますので、利根沼田というのは経済的存立ができなくなる。沼田市の繁華街であるところは完全に水に囲まれて一方しか出口がない。そして利根郡といういわゆる消費者の住んでる地域と完全に遮断されますから、これはもう消費都市としての意味はなくなります。いわゆる観光施設なり何なりをつくるとおっしゃつても、この五千戸に達する水没者と三千町歩以上に達する水没農地、それから残った地域のほうがむしろ被害が大きいのというこのダムの状態等、いろいろな観点から考へてまいりますと、私はせっかく佐藤総理はじめ瀬戸山建設大臣が沼田ダムをつくりたいというお気持ちにはわからぬでもございせんけれども、この際むしろ調査等はおやめになつて、私は先ほど建設大臣にいつ地元とお会いになるかということをお聞きしたけれども、もうお会いになる前にこのことはひとつぜひこの際あきらめて、沼田ダムはもうつくらぬというお気持ちになつて、これはむしろあなたが佐藤総理に進言されて、あれはせっかく計画を始めたけれども、確かにダムとしてはまことに史上最大の、しかも最優秀のダムだけれども、五千戸に達する水没者、三千何百町歩という水没農地、しかも利根沼田という一つの地域を経済的に成立し得ないような状態におとしめることは、いかにダムがいま指摘されるようにいろいろな観点から重要視されても、いわゆる治水の点だけならば他に幾らでも方法があるのでありますから、この際むしろ断端的に政府はこの沼田ダムの建設をひとつこの辺で中止することのほうが妥当である、これはまた責任ある政治家としては当然そうあるべきであると思うのであります。建設大臣は、いまだ反対の強い現地に

て御了解を得る努力をされるよりも、むしろこの際そういう見地から断然このダムの建設は中止するというこのほうが、政治的にもいろいろな意味においても敦等まざつていふと思うのです。ひとつ大臣、はっきりここで沼田ダムはそういう観点ならやらない、心配するなという御説明をなさつてはいかがでしょうか。

○瀬戸山国務大臣 せっかくの御意見でありますけれども、中止するとかしないとか、まだ始める具体性ができておらないんですから、西ヶ久保さんが図面に線を引いておられますけれども、それは産業計画会議が六億トンとか八億トンとかためるとか何とか、いろいろあるようでありまして、建設省はそれがいいものかどうかまだ実地に調べたこともありません。またそういうものをでかして、そして代地まで考えることができるものかどうか、可能性があるかどうか、利水もさることながら、それで一体経済効果がいいかどうか、こういうことがまだ検討に入つておらないんです。ですから最初からやめまうと申すわけにはまいらない。そういうものであるかどうかということをお聞きして、それからやめまうかというところでありまして、せっかくでありますけれども、ここでもうやめまうと申すわけにはまいらないのであります。

○西ヶ久保委員 せっかくの武士の情けによる忠告をお聞きにならぬのは、これはやむを得ません。まあそれは既定方針によつてお進めになつてけつこうでしよう。そうなりますと、私も先ほどから申しますような観点から、ただ単に党とあるいは個人というふうなことではなくて、やはり政治は民生安定を、あるいは安住の地を与えることが要諦で、これは地元民の要望にこたえて地元民に協力せざるを得ない。したがつてそうなるなら、やるかやめぬかわからぬとおっしゃつたけれども、やりたいから調査される。それならば地元民は、政府がやりたいということ調査するならば当然心配します。したがつて私も、こういういろいろな例をあけて、必要性ももちろ

んあるけれども、それは他に方法がある。絶対にそこにつくらなければ日本全体の発展がいかにぬということならまた別であります。そうではないと思ふのです。したがつて私はここではっきり申し上げますが、ひとつこの次の国会でさらに瀬戸山建設大臣と相まみえることがあれば、これはまたいろいろと申しますが、私としてはそういう立場で、ただ単に私の地元ということではなく、これは反対せざるを得ない。したがつてこれはへたすれば調査すらできない状態に追い込まざるを得ない。私はやはり政治家として必ずしも政府のやることに一々御協力できない点もあるのですから、これはやはり地元民の立場、日本全体の政治の姿勢の立場から、どうしても強硬に反対を推進せざるを得ない。したがつてその点は、ひとつ大臣も御了承の上適当な処置をされるように期待し、私も一応きょうの質問はこういうことを申し上げて終わりたいといたします。

○井原委員長代理 栗原俊夫君。

○栗原委員 たいだいま同僚西ヶ久保君から、利根川水系のダム問題についていろいろと質疑が行なわれたわけですが、この中で大臣は、下流の洪水によるところの洪水調節、一方には、せっかくある水をただ単に流してしまふということの愚を避けて、これを貯水することによつて大いに水を利用する、こういう観点に立つて沼田ダムをつくりたい、こういうお話であります。むしろ川は治めなければならぬし、治める以上はその水を利用せねばならぬ。このことについては私も同感なのであります。問題は、そういう施設が関連した人たちの全面的な協力によつてできる、こういうことならばこれは問題はありません。そこで問題が二つに分かれると思ふのです。どうも地元の人たちは、話はわかるけれども、われわれが犠牲になるのはいやだという場面が出てくる、このときどうするか、ここがやはり問題だと思ふのです。したがつて大臣が沼田ダムをつくりたい、そのことが防災にも利水にもなるのだ、このことはわかるの

ですが、その必要度ですね。上で洪水時の水を貯水することが洪水を調節することに役立つことは、これは間違いないが、また、ためた水が使えることは間違いないのだが、どうして上で水を洪水時にカットしなければならぬかどうか。上で貯水するほうがいいのだというのではわかっていても、いいということ、ねばならないということはおのずから違いがあると思うのです。そのことによってねばならないものが、関係の人たちの一応反対があっても、法によってあるいは土地収用法なりさらには公用土地に関する特例法なりを発動するという場面も出てくる、こういうことになってくるとかと思うのですが、大臣のお考えは、関係者がもろ手をあげて賛成する、公用土地の収用に関する特例法とか、土地収用法などは発動することなしに、できるならばつくりたい、こういうのか。そうではなくて、かりに関係者の人たちが反対であっても、どうしてもつくるのだ、こういうのか、この辺をひとつ明らかにしてもらいたい、このように思います。

○瀬戸山国務大臣 公共事業等をやり出す場合に、ものによっては反対があってもやらなければならぬものがあると思うのです。しかしそれはまあ、まれなることであらうと思うのであります。具体的にいえば沼田ダムのことを申し上げておきますが、あらましの方々は、そういうことであればしかたなかろうといいますが、やむを得ないといいますが、賛成だといいますが、そういう状態であればこういう事業は一片の法律で解決するものじゃありませんから、そういうことは私は考えておりません。問題は、先ほど来申し上げておりますように、治水、防災、それから水の利用、こういう点と、それは非常に広い意味の関東地域といいますが、日本経済に寄与する。しかしそこに直接関係がある皆さんは、そんなよいことをしてやらぬでもよろしい。よくわかるのです。でありますから、地元のほうから言わせると、そういうよいことをした場合には、やはりしたほうが地元のためになる方法があるかどうか。

か。そこまで考えていかなければ、私どもはこういう大事業はできないという原則的な考えを持っております。したがって、一体そういう方法があるものかどうか。あの地域あるいはあの周辺で、どういう改革をするとかのくらいかかるか知りませんけれども、想像しただけでもばく大な金がかかるわけでありまして。そういうばく大な金をかけて、広い意味の経済、国民の利益をはかる場合に、地元の皆さんも従来より以上によくなる方法があるか。少なくとも従来よりよくなる方法を講じなければ、こういう仕事はできないし、やるべきではないという基本的な考えを持っております。そういうところを研究しませんが、この問題は解決しない。そこでいかなければ、おおよそ大部分の人々の御理解を得ることは、私はできないと思います。そういう立場でございます。

○栗原委員 実は先般も決算委員会の場で、少しく河川局長との問題についてやりとりをやったわけなんです。一般には建設省でやる仕事は公共の仕事なんだ。公共の仕事は反対をしても、土地収用法なり特例法の発動があるのだ、こういうぐあいを受けてやるわけだ。そういうことが発動できないような仕事を企画するはずがないとは思っているのですが、しかしただ単に多目的ダムをつくるのだというだけでは、法によって強行する要件を備えているとは私は思いません。したがって、ここに大きなダムをつくれれば、洪水時の水が貯水できるのだ、さすればいいよ、いいのだ、こういうことだけでは、これはかりに関係住民なり関係土地所有者が反対した場合に、その反対意思を押し切ってまでやる要件にはなっていないと思うのです。どうしても八斗島流量をこれだけカットしなければならぬ。この絶対的な必要性を前提としなければ、やはり洪水調節という立場に立った土地収用権あるいは公用土地の特例法を発動する根拠にはならないと思うのです。もちろん多目的ダムですから、他の公共性を持ったいろいろな工業用水とか農用水とかあるいは飲用水とかいろいろありましよう。ありましようが、

工業用水は工業用水なりに必要性を持つというところ、この評価、農業用水は農業用水で、強行してもやらねばならない公共性の評価、それぞれの評価が相寄って、多目的ダムは強行してでもやらなければならぬ、こういう事業認定という姿が出てくるのだと思うのです。ところがどうもいままで聞いてみますと、必ずしも八斗島におけるところの流量を調整するために、沼田ダムでなくてはならないという答えが出てこない、こういうようなぐあいに思います。

さらに沼田ダムは、いまいろいろ研究中だと言いますが、いま一つ支川である吾妻川に八ッ場ダム、これは夢まぼろしではなくて、四十三年にはやろうかという具体的な案が進んでおるようなんですが、こういう点はもつとはっきりとやるべきめくら——やるべきめくらに必要があれば、必要性をつくり出すのではなくて、必要性があつて、どこへつくるかという発想になっていかぬと、これはどうももの持ち運び方が逆である、こんなぐあいに考えられます。これはおそろしく河川局長が答えるだろうと思うのは、それはそう言うけれども、八ッ場ダムは分散ダムでやってきたけれども、まだ洪水時のカット量が足りないのだ、だから必要なんだ、こう答えるにきまっている。しかしそのことがもしほんとうに必要なならば、できるかできぬかわからぬような沼田ダムなどやって、おいて、そしてそういう危険な状態を放置することとは、これは建設行政の怠慢だと私は思う。それは一日も早く八斗島でもって上流のカットは調整しなければならぬ、即刻やらなければならぬ、このように思うのです。だからその辺の調子が、まあまあ大抵いいのだけれども、こういうものができたほうがベターなんだというような必要性しか考えられぬような気持ちになってならぬのですが、これは局長でなくて、ひとつ大臣からい一度お答えを願いたいと思います。

○古賀政府委員 実は利根川三千トンを上流ダムでカットいたしました、下流の八斗島で一万四千トン。先ほど西ヶ久保先生からお話がありました

ように、蘭原とか相模とか下久保とか矢木沢等において、二千トン以上のカットができる。そこであとの残量をまだカットしなければならぬということになってまいります。その一環として、矢木沢、八ッ場それから現在論議されております沼田とかいろいろの問題があるわけです。それで下流におきましては、先ほど遊水池の問題もありましたが、渡良瀬川につきましては、渡良瀬川の水等を全部渡良瀬遊水池でためて、大洪水のときには本川に合流させないという計画でございます。したがって、下流の関係も遊水池等を最大限まで生かしまして、その残りのものをダムに預けるというような状況でございます。

ところが一方におきまして、二十二年の洪水というものは、戦後の非常な混乱時に起きた洪水でございます。流域の開発もまだ進んでおりませんし、最近のように開発してきまして、流出の係数が非常に大きくなっていくということもございまして。また二十二年の洪水で、はんらんの問題が十分調査できていないというところもございまして、そういうはんらんを起こしたらどういふことになるかというところを、いま洪水解析をいたしておるわけでございます。それが先ほど申し上げましたように一万七千トンに相当上回るであろうということを、いま洪水解析の途中でありますけれども、そういうことになっております。したがって、河川というものは、流域の開発が進むにつれて、計画洪水流量が大きくなるのは、先ほど東京都の例を申し上げておきました、さきようなことで、だんだん計画洪水流量増大の要因が各河川ともあるわけでございます。われわれは、そういう前提に立ちまして、逐次予備調査を進めておく必要がある。そして必要な時期にやはり対策を講じなくちゃいかぬというふうに考えております。全国の河川につきましても、そういう観点でやっております。淀川等におきましても、最近の洪水の流出を見ますと、おそろしく相当確率が低いだろう。十年に一回以下じゃないかと私は想像しております。さらに、いま上

流で青蓮寺ダム、高山ダムというものをつくって
おりますが、岡本先生もいろいろ御心配願いまし
た桂川の上流におきまして、ダムをつくるよう
に、岡本先生みずからごあっせん願うというよう
なことで、非常に反対があったところで、なか
かその調査ができなかったのであります。われ
われ、おかげさまで、調査ができるようになっ
て、下流の水害対策を行なえるようになりまし
た。

河川というのはそういう状況であることを特に
御認識願いたいと思うわけでございます。

○栗原委員 それはお話でなかなかうまく説明す
るから、うっかり聞くとそうかいなと思うわけな
んですが、私たちがダムをつくることに何も反対
するわけじゃないのですよ。ただ問題は、ここが
都合がいかにというところで、現にそこに長く居
住した人々を水没までして、そうして墳墓の
地まで全部水没させる、そういうことまでやら
なければならぬか、こういう点で問題を提起して
いるわけですが、したがって、そういう居住地など
なくて、あまり反対もない——岡本君のところ
で、どういふ発言をしたかわかりませんが、それ
は、こへつててもいいし、そのほうがいいと
いうところもあります。おそろくあるだろうと
思うのです。ただ、そのことが、そろばんをも
って見て、工業用水を使うのにそれだけ金をかけて
いかどうかという問題から、いろいろ問題も起
こってくるのだらうと思います。

そこで、これはひとつ大臣にお聞きしたいので
すが、いわゆる工業用水とかなんとかいうもの
は、これはためておかなければならぬものならぬ
もので、ためなければならぬ。そういうものは、
住民のところを水没させるとか、あまりそう
いうことでなしに、何とか水をためるという方
法を考えていく。どうしても洪水調節をやるという
ことが——これは雨が降りそうなきにはあけて
おかなければならぬわけなんです。貯水して
流しちゃったというのでは、これは用水にはなら
ぬわけですからね。したがって、工業用水、そう

いうものは、これはもう洪水時の調節には使えな
いポリウムになると思うのですよ。

そこで、これは少しく飛躍するような意見かも
しれませんが、先般もちょっと吐いてみたんです
が、発電用の貯水を土地取用の事業認定の中に入
れておる、そういうような事業をさらに公共事業
が取用するというのは——なかなか、これは飛躍
の考え方なんですけれども、発電の手段方法がだ
んだん移り変わってきた。火力発電が起る、さ
らには原子力発電が具体化する。こういう方向に
あるときに、今日まで既設された多目的ダムの中
の発電のための貯水部分、このポリウムを洪水
調節に開放することができないかどうかという問
題なんです。したがって、いまある住民を追っ
ばらして、反対を押し切ってまで追っばらして、洪
水調節をするほうがいいのか。すでに発電のため
にできておる発電用の貯水ポリウムを洪水調節
に開放して、そうして発電は火力発電なりさら
には原子力発電に移行してもらおう、こういう方
法を考えられる時点でいておるのではないかと。こ
う考えるのですが、長い展望を持って大計画を立て
る建設大臣でございますから、おそろくそうだと
言ってくれると思うのですが、いかがでございま
しょう。

○瀬戸山国務大臣 いまのお話のようなことが私
は考えられないとは思いません。将来そういう時
代があるいはあるかもしれない。ただ、私は、
現時点で、なかなかそういうことが、ここ数十年
のうちにくるであらうとは思いますが、そうい
う時代になれば非常にけつこうだと思えます。け
れども反面、原子力発電なんというところは私はよ
くわかりませんが、一体、原子力発電、原子力発電
というのをいまいわけておられます。原子力の問
題では、これも余分なことを申し上げて恐縮であ
りますが、非常に危険なものであることは皆さん
御認識をされて、原子力発電を日本国じゅうあ
ちこちにつくって、何かの場合にそれで一体日
本民族——よそのことを言いませんけれども、そ
れで一体安全なのであらうかということを私は実

はひそかに考えておるのです。水は天から降って
くるものであって、原子力以上に全くこれは永遠
のエネルギーである、私はそう思います。日本の場
合は特にそうでありまして、でありますから、それ
はダムをつくるにたいしていろいろ支障はあります
けれども、私は、原子力発電を日本国じゅうつ
くって、万一の場合の危険性を感ぜながら——こ
れは相当なコストがかかると思います。将来安
なるかどうかかわかりませんが、もちろんダム
というものは砂利とかがたまつて幾らか浅くな
りますが、浅くなつて困るようになればまた掘り
返す方法もあります。水というものは未来永遠、
宇宙が長く間あるのですから、私は原子力発電よ
りもこのほうが安全であつて、しかも人間に効
果があつて、一べんつくつたら無尽蔵でありま
す。私は科学文明が発達することはけつこうであ
りますが、非常に個人的な見解で恐縮であります
が、今日、科学文明が発達して、人類が非常に心
配する世の中になつていくのが一体いいもののだら
うかどうか。人類が科学文明、人間の知恵
が発明しました科学技術に追い回されて、その目
を全く思ひき切つて逃げ回つて歩くような状態
が、ほんとうに人類としていいものであるかとい
うか。ほんとうに人類としていいものであるかとい
うことを私は考えておるのであります。いま
将来のおもしろいお話、私はそういうことが可
能性がないとは言いませんが、でありますから逆
に私はそういうことを実は心配しておるというの
が本心でございます。

○栗原委員 まあ、この議論はここでもって短時
間で結論が出るわけでもなく、見解についてはい
ろいろと分かれると思いますが、私も、川の水を
最高度に利用する、このことについては異議はな
いわけなんです。ただ問題は、そのことのため
に、現にそこに居住しておる者を犠牲にする、こ
ういふことではならぬ。したがってそういう点
には十分配慮されて、心ならずもその土地を動く
けれども、その人たちに幸福なんだ、こういう
配慮のもとにやるのだと大臣がおっしゃつてお
る、その方向は非常に私は正しいと思うのです

よ。そうなる、もしもやるならば、それほど大
事なものならば、たとえば具体的にいへば、ある
地点を動いてもらう場合に、こちへニュータウ
ンをつくるのだよ、これは話だけではなしに具体
的につくつておいて、さあどうぞ、こういうくら
いまでやってやらなければ、あつちのほうへ町が
できて、あつちへ移してやるのだよというよう
な夢のようなお話ではだめなので、ひとつそま
心配つた行政を、特に河川行政を推し進めると
いうならば、やはり具体的にニュータウンなら
ニュータウンを建設しておいて、さあどうぞと、
大臣先頭に立つてその移住式でもやるようなぐ
いなか、こんなぐあいに思ひます。いずれにしま
私は、必要があつてやるべきでないものを、住民が
ほんとうに心から賛成できないものを、そのほう
がよいのだというような程度で法によって強
行するようないふことのないような配慮を、ひとつ
分かつていただきたい。とかく、役所でやる仕事
は公共事業だ、公共事業は強制執行できるのだ、
こういうことでこじれておるわけですから、そ
ういふことがないのだ、十分納得がいった上であ
ればやらぬのだ、こういう点を少なくともよく
わからして調査なりあるいは具体的な工事なりを
推し進めていただきたい、こういうことを強く要
望して本日の質問を終わります。

○瀬戸山国務大臣 しばしば繰り返しておること
であります。私は、私に限り限定してお話し申し上
げて、沼田ダム岩本地区の皆さんが心配しておら
れるのはよくわかるのです。でありますからさ
き申し上げましたように、ただ法律一片でこれが
やれるなどと考へておりません。またやるべき
ものでない。いまおっしゃつたように、それを
やつたほうが皆さんのためによくなる方法がある
のかどうか、やる以上はそうでなければならぬ
い。あの地域でそういうことが出来るものである
かどうか、そういうことを検討して、そういうも
のをあわせ実現して、そしてなるほどみんなよ
かったというような計画が立たなければこの大問

題はできないものである、こういう前提に立つてものを考えておるわけでありますから、それはそこにおるのはけしからぬとか、そんな墳墓の地なんていうのはおかしいじゃないか、そういう考え全然ございませんから、よく御理解を願いたいと思います。

○苗ヶ久保委員 先ほどの三十五年からの調査した資料、ひとつぜひお願いしたいと思ひます。

○古賀政府委員 これは大規模な資料になりますけれども、概略でよろしゅうございますか。――それではそういうことで提出いたします。

○井原委員長代理 次会は来たる十五日水曜日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

建設委員会議録第二十八号中正誤

べし 段 行 誤 正	
五 四 五	ことと。
九 二 〇	おる
〃 四 末	おくれから。
〇 一 三	堤防
〃 二 四	指導
五 三 四	入れべき
六 二 六	理事会
三 三 三	かなわぬ
七 四 三	でございます。
八 一 三	計画
元 一 末	出した
三 二 三	考えれば、
四 〃 三	大環状線
〃 三 九	俳句の批評

昭和四十一年六月十五日印刷

昭和四十一年六月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局